（試験認定の受験資格）

第五条　次の各号のいずれかに該当する者は、試験認定を受けることができる。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二条第一項本文の規定により大学院に入学することができる者

二　大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者（学校教育法施行規則第百五十五条第二項各号のいずれかに該当する者を含む。第九条第三号ロにおいて同じ。）であつて、二年以上博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務（法第五条第二項に規定する職の実務を含む。以下「博物館資料関係実務」という。）を行つた経験を有するもの

三　学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者であつて、四年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの

四　［略］

［号を削る。］

五　［略］

（試験認定の方法及び試験科目）

第六条　［略］

2　［略］

3　試験科目は、次表に定めるとおりとする。

試験科目
生涯学習概論
博物館概論
博物館経営論
博物館資料論
博物館資料保存論
博物館展示論
博物館教育論
博物館情報・メディア論

（試験認定の受験資格）

第五条　次の各号のいずれかに該当する者は、試験認定を受けることができる。

一　学士の学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を含む。第九条第三号イにおいて同じ。）を有する者

二　大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者で二年以上学芸員補の職（法第五条第二項に規定する職を含む。以下同じ。）にあつた者

［号を加える。］

三　［同上］

四　四年以上学芸員補の職にあつた者

五　［同上］

（試験認定の方法及び試験科目）

第六条　［同上］

2　［同上］

3　試験科目は、次表に定めるとおりとする。

試験科目	試験認定の必要科目
必須科目	
生涯学習概論	上記科目の全科目
博物館概論	
博物館経営論	
博物館資料論	
博物館資料保存論	
博物館展示論	
博物館教育論	
博物館情報・メディア論	
選択科目	
文化史	上記科目のうちから受験者の選択する二科目
美術史	
考古学	
民俗学	
自然科学史	